山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、県内において情報通信業等の立地事業を行う者に対し、予算の範囲内において助成することにより、情報通信関連産業の集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、本県経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - 一 情報通信業等の立地事業 情報通信業等の用に供する事業所(以下「事業所」という。) 県内に新設又は増設し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込み のある事業であって、次のいずれかに該当するものをいう。なお新規常用雇用者数は操業開 始後1年以内に満たすこととする。
 - ア 情報サービス業及びインターネット附随サービス業については、新規常用雇用者を 5 人以上雇用すること。
 - イ コールセンター事業については、新規常用雇用者を20人以上雇用すること。
 - 二 情報通信業等 次の事業を行う事業者をいう。
 - ア 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの)における情報通信業のうち、次に掲げる事業
 - (ア) 情報サービス業
 - (イ) インターネット附随サービス業
 - イ コールセンター事業 コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス等の 業務(主として顧客からの問い合わせに対応する業務)を行う事業
 - 三 投下固定資産額 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する家屋及び 償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条 第1号から第3号まで及び第6号から第8号(ソフトウェアに限る。)までに掲げる資産の 総額をいう。ただし、当該資産のうち「リース取引に関する会計基準」(改正平成19年企業 会計基準第13号)中「5」にいうファイナンス・リース取引に基づく物件の扱いについては、 別に定める。
 - 四 新設 県内に新たに事業所を設置し、第2号ア又はイに掲げる事業を行うことをいう。
 - 五 増設 既に県内で第2号ア又はイに掲げる事業を行う者が、新たに事業所を設置し、又は 事業所を拡張することをいう。
 - 六 新規常用雇用者 操業に伴い新たに雇用する労働者及び県外から転入する労働者で、次に 掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被 保険者である者

イ 県内に住所を有する者

(情報通信業等の立地事業の認定申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、情報通信業等の立地事業について、あらかじめ知事の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。
- 2 前項の申請は、操業開始の原則30日前までに情報通信関連企業立地促進事業認定申請書(様式第1号)により行わなければならない。ただし、操業に当たって工事を伴う場合においては、 工事に着手する前に認定申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の認定申請書には、事業計画書(様式第2号)のほか、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(事業認定)

- 第5条 知事は、前条の認定申請書の提出があったときは、事業計画書及び申請者の説明をもと にその内容を審査し、第2条の目的に資すると認められる事業を認定する。
- 2 知事は、前項により認定が適当と認められる事業の申請者に対し、情報通信関連企業立地促進事業認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。なお、認定されなかった申請者に対しては、その理由を付して審査結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業認定の変更等)

- 第6条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、操業開始日、事業所の立地場所その他の事業計画を変更するときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第5号の1)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 認定事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに事業中止等届出書(様式 第5号の2)を知事に提出しなければならない。
 - 一 情報通信業等の立地事業を中止するとき。
 - 二 第3条に規定する要件を満たさなくなるとき。
- 3 知事は、前項の届出があったとき、その他必要と認めるときは、認定を取り消すことができる。
- 4 知事は、認定事業者が前条第1項の認定を受けた日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間以内に操業を開始しないときは、認定を取り消すことができる。
 - 一 操業に当たって工事を伴わない場合 1年間
 - 二 操業に当たって工事を伴う場合 3年間
- 5 知事は、前2項の規定により認定を取り消した場合、遅滞なくその旨を認定事業者に通知するものとする。

(操業開始の届出)

第7条 認定事業者は、補助対象事業の操業を開始したときは、操業開始の日から10日以内に 操業開始届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

- 第8条 認定事業者の地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。
- 2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、承継承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、

その承認を受けなければならない。

(補助対象経費)

- 第9条 補助対象経費は、操業のために要する経費(増設にあっては、当該増設に伴う経費に限る。)のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 投下固定資産額 事業所の新設又は増設に伴い直接事業に供される投下固定資産の額(土地を除く。)
 - 二 建物の賃借額 操業後3年以内の期間に要する事業に使用する建物の賃借額(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。)
 - 三 設備機器等の賃借額 操業後3年以内の期間に要する直接事業に供される設備機器等の賃 借額

(補助金の額)

- 第10条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費について、次の各号に掲げる区分に応じ、 該当各号に定める額とする。
 - 一 投下固定資産額 補助対象経費の100分の10に相当する額とし、1億円を限度とする。
 - 二 建物の賃借額及び設備機器等の賃借額 年間の賃借額の合計の100分の50に相当する額とし、1年間1千万円、通算して3千万円を限度とする。
- 2 補助金の額は、この要綱に別の定めがある場合を除き、年度毎の補助対象経費に基づき算定するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第11条 補助金の交付を受けようとする認定事業者(以下「補助事業者」という。)は、投下 固定資産額に対する補助金の交付を受けようとするときは、操業開始前までの補助対象経費の 実績を記載した補助金交付申請書(様式第8号)に知事が必要と認める書類を添付して知事に 提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、建物の賃借額及び設備機器の賃借額に対する補助金の交付を受けようとする ときは、操業開始日から当該年度の9月30日又は3月31日までの補助対象経費について補助金交付申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 前項の補助金の2回目以降の交付申請は、前項の規定の例により補助金交付申請書に知事が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知 書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第13条 知事は前条の交付決定をする場合、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
 - 一 補助金を目的以外に使用しないこと。
 - 二 この補助金により取得した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入が

あったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- 三 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実等を明確に記載した帳簿書類を整理し、かつ、これらの帳簿書類を当該補助事業が完了した日が属する年度の翌年度から 起算して5年間保存しなければならないこと。
- 四 事業報告等補助事業に関し必要な報告を求められたときには、速やかに提出すること。
- 五 法令その他の関係法規を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、情報通信関連企業立地促進事業実績報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早 い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、情報通信関連企業立 地促進費補助金請求書(様式第12号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第18条 知事は、前条の補助金請求書に基づき補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

- 第19条 知事は、交付決定の通知を受けた補助事業者が、次のいずれかに該当すると認めると きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 二 第3条第1項第1号に掲げる情報通信業等の立地事業の要件を欠くに至ったとき。
 - 三 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

- 第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金 が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の一部の返還を命ずることができる。

- 一 次条第1項で定める期間内に補助事業を休止し、又は廃止したとき。
- 二 次条第1項で定める期間内に投下固定資産(第10条の規定による補助金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。)を処分したとき。

(操業継続期間等)

- 第21条 補助事業者は、第3条第1項第1号に掲げる情報通信業等の立地事業を操業開始から 10年間継続して営むよう努めなければならない。
- 2 補助事業者は、第11条の規定により提出された補助金交付申請書(複数提出されている場合は、最初に提出された補助金交付申請書)に記載された「新規常時雇用者の数」以上の雇用者数を第12条の規定による通知の日から3年間維持するよう努めなければならない。

(状況報告)

- 第22条 補助事業者は、次に掲げる日が属する年度の末日を基準日とする事業の状況を、事業状況報告書(第13号様式)により知事に報告しなければならない。
 - 一 補助対象事業の操業を開始した日から1年が経過した日
 - 二 補助対象事業の操業を開始した日から2年が経過した日
 - 三 補助対象事業の操業を開始した日から3年が経過した日
 - 四 補助対象事業の操業を開始した日から4年が経過した日
 - 五 補助対象事業の操業を開始した日から5年が経過した日

(雑則)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。 ただし、同日までに第5条に定める事業認定を受けた者については、この要綱は、同日以後 も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱の規定は、この 要綱の施行の日以後に第5条に定める事業認定を受けた者に適用し、同日前にこの要綱による 改正前の山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱第5条に定める事業認定を受けた 者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱の規定は、この 要綱の施行の日以後に行われる第11条第1項及び第2項に定める申請及びこれに対する処分 について適用し、同日前にこの要綱による改正前の山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金 交付要綱第12条に定める交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。